

平成29年度 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画【評価結果】

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日（総務大臣決定）」に基づき策定した「平成29年度 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画」について、当該計画に定める評価指標を達成するための各種取組の達成状況及び実行性等について以下のとおり自己評価を実施した。

1.平成29年度調達等合理化計画の実施状況

調達等合理化計画	実施状況
<p>1.重点的に取り組む分野 (1)適正な調達手続の確保</p> <p>平成29年度においても、一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保等を図ることとし、次の取組を継続実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 最低公告期間の十分な確保（最低価格落札方式は、原則20日以上） ➢ 業務請負等の受注者準備期間の十分な確保 ➢ 応札者に分かりやすい仕様書の作成・仕様書及び発注単位の総点検 ➢ 入札条件等の総点検 ➢ 電子入札の全契約の適用（業者事情により実施できない場合は除く） ➢ 業界団体等への入札情報の提供 ➢ 予定価格設定方法の見直し ➢ 過去の契約案件の情報整理（応札者実績リストの作成） ➢ 年間発注計画の作成及びホームページ掲載 ➢ 一者応札案件に対し、応札しなかった企業へのアンケート ➢ 一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施 ➢ 人件費、物件費データベースの更なる充実 ➢ 関係法人との契約の適正化 <p>さらに、一般競争入札における実質的な競争性が確保されているか否かについて検証するため、</p>	<p>1.重点的に取り組む分野 (1)適正な調達手続の確保</p> <p>一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保を目的として、公告期間の十分な確保、応札者に分かりやすい仕様書の作成、仕様書及び発注単位の総点検、入札条件等の総点検、電子入札の全契約の適用、応札者実績リストの作成、年間発注計画の作成及び機構ホームページ掲載、応札しなかった企業へのアンケート調査・分析及び分析結果の公表、人件費、物件費データベースの更なる充実等の取組を継続実施した。</p> <p>評価指標「一般競争入札における落札率100%の削減」については、一般競争入札を実施した2,910件に対し、落札率100%案件は140件(4.8%)となっており、平成27年度実績354件(11.4%)から約4割にまで減少した平成28年度実績123件(4.6%)と同水準の約5%を維持している。</p> <p>評価指標「研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行」については、調達の合理化の観点から、継続性や互換性等を理由とした競争性のない随意契約を76件(1.8%)実施した。</p> <p>また、連続して一者応札・応募が継続している契約案件についての分析・評価を行い、製造元やその代理店以外による契約履行が実質的に困難な案件について、確認公募による競争性のある契約に順次移行した(平成28年度実績20件から平成</p>

<p>落札率が 100%等、高落札率となっている契約案件についての原因の分析・検討を実施し、必要に応じて予定価格の設定方法の見直し等の対策を講じることとする。また、連続して一者応札・応募が継続している契約案件についての分析・評価を行い、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約も含めた合理的な契約手続を実施する。</p> <p>【評価指標：一般競争入札における落札率 100%の削減、研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行】</p>	<p>29 年度実績 27 件と 7 件増加)。</p>
<p>(2)一括調達・単価契約の推進</p> <p>環境負荷の少ない物品等の調達を実施するとともに更なる経費節減を図るとの理由から、平成 29 年度においても、機構内における単価契約を含む一括調達の取組を継続していくことにより、経費削減を目指す。更に電気需給契約において、小規模契約施設については、単独で実施していた契約をこれまでの応札状況等を考慮した上、拠点内で一括化し競争性の確保に努める。</p> <p>【評価指標：一括調達の拡大】</p>	<p>(2)一括調達・単価契約の推進</p> <p>環境負荷の少ない物品等の調達を実施するとともに更なる契約事務効率化及び経費節減を図るため、機構内における単価契約を含む一括調達の取組を継続した。類似の事業類型に対応した一括調達の実施については、コピー用紙、事務用品等について、茨城地区の 4 拠点（本部、原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究開発センター）分を取りまとめた上で、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構との共同調達による一般競争入札を実施し、経費削減や業務の効率化を図った。電気需給契約については、機構全体として単独で契約していた小規模施設（宿舍等）を拠点内での一括調達を実施し、競争性の確保を図った。</p> <p>さらに、機構内で幅広く使用されているマイクロソフト office 製品について、調達業務の合理化及びソフトウェアライセンス管理の適正化の観点から、年 2 回全拠点分を取りまとめたうえで、一括調達を実施し契約業務の効率化を図った。</p> <p>以上の取組により調達等合理化計画における目標を達成した。</p>
<p>(3)職員等のスキルアップ</p> <p>契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を開催することで、契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性の向上に努める。</p>	<p>(3)職員等のスキルアップ</p> <p>調達等合理化計画の評価指標である「研修開催回数 1 回以上/年」に対して研修を 2 回実施し目標を達成した（契約業務初任者研修：1 回（平成 29 年 9 月、17 人受講）、契約実務者研修：1 回（平成</p>

<p>【評価指標：開催回数1回以上/年】</p>	<p>29年12月、22人受講))。</p> <p>これらの研修を通じて、契約事務の基礎知識、予定価格の積算方法、各種契約方式の実務上の留意点等を習得させた。また、契約事務の管理に関する必要な専門知識を習得させるため外部研修（官製談合防止法研修会等）に参加させた（平成29年5月に1名受講、平成29年8月に3名受講）。</p>
<p>2.調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1)随意契約に関する内部統制の徹底</p> <p>随意契約を締結することとなる案件について、法人内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」（会計規程）との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、事前の点検を継続して実施する。</p> <p>【評価指標：契約審査委員会による点検件数：少額随意契約基準額超全件】</p>	<p>2.調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1)随意契約に関する内部統制の徹底</p> <p>平成29年度においても少額随意契約基準額を超える全ての案件について、専門的知見を有する技術系職員を含む機構職員及び外部有識者（2名）を委員として構成する契約審査委員会（委員長は契約部長）により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検・検証を実施し、調達等合理化計画における目標を達成した。</p>
<p>(2)不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。また、懸案事項の発生、規程等の改正を実施した場合は綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施する取組を継続する。さらに、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を継続して実施する。加えてリスクマネジメントを推進することにより、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じる。</p> <p>契約業者から納品される物品等の検査（検収）については、発注者以外の検査担当課職員が検査し、検査担当責任者による確認を受けて検収しており、引き続き、発注者以外の職員による実効性のある検収を実施する。</p> <p>研究者及び調達に関わる職員等に対して、研究</p>	<p>(2)不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>不祥事の発生の未然防止・再発防止のための相互牽制機能として、契約部及び各研究開発拠点契約担当課が連携し、次の3点の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各拠点契約担当課長を対象とした会議を7回開催し、懸案事項の発生した場合又は規程等の改正を実施した場合など、密な連携強化及び共通認識を図った。さらに各拠点の契約請求発注部署を対象に発注計画に対するヒアリングを実施するとともに、契約の適正化に関する説明会を実施した（実施期間：平成29年5月～平成29年6月）。 ・各拠点契約の契約審査を5回実施し、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどを評価した。 ・リスクマネジメントの観点から、契約業務で想定されるリスクに対し、契約担当課長会議等において認識の共有化を行った。 <p>契約関係職員のみならず全役職員に対して入札</p>

<p>不正防止の観点から e ラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。</p>	<p>談合の未然防止を図るため、e ラーニングによる入札談合防止教育を実施した（実施期間：平成 30 年 1 月～平成 30 年 2 月）。</p> <p>物品等の検査（検収）については、引き続き、発注者以外の職員による実効性のある検収を実施した。</p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、研究費の不正使用の未然防止を図るため、e ラーニングによる研修を実施した（実施期間：平成 29 年 9 月～平成 29 年 10 月）。</p>
<p>(3)利害関係者等との接触に関する取組</p> <p>利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録の機構ホームページでの公表に係る取組を継続する。</p> <p>また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。</p> <p>これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているか等について、引き続き監視・検討していく。</p>	<p>(3)利害関係者等との接触に関する取組</p> <p>利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等に基づき、利害関係者等と機構職員が契約手続、仕様等に関して接触した場合は接触記録を作成し、四半期ごとに機構ホームページにて公表する取組を継続した。</p> <p>また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口（弁護士事務所）及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度の運用を継続した。なお、同報告・通報制度については、官製談合が疑われる行為にも適用するよう規程を改正（平成 29 年 6 月）した。</p>

2.平成 29 年度調達等合理化計画における自己評価

一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保を目的とした各種取組を継続するとともに、研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行を着実に実施した。さらに、落札率 100 パーセント案件についても、平成 27 年度実績から約 4 割にまで減少した平成 28 年度実績と同水準を維持した。

また、契約審査委員会による審査、各種教育の実施等により調達に関するガバナンスの徹底を図った。

以上のことから、平成 29 年度調達等合理化計画は達成していると評価できる。

引き続き、調達等合理化計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について契約監視委員会において実施状況の点検を受け、契約の更なる合理性、競争性、透明性及び公正性の確保に向けた取組を実施する。

以 上